

販売従事登録証再交付申請書

事 項	販売従事登録証を破り、汚し、又は失ったとき
根拠法令	法 律 第36条の8 施行規則 第159条の12 施行細則 第6条
提出部数	1. 申請者の住所が県内の場合 2部（1部薬事管理課、1部保健福祉事務所（長野市保健所又は松本市保健所）） 2. 申請者の住所が県外の場合 1部（薬事管理課）
添付書類	1. 破り、汚したときは、販売従事登録証の原本 2. 紛失したときは、紛失理由書
手数料	3,000円（長野県収入証紙）
そ の 他	1. 紛失した販売従事登録証を発見したときは、5日以内に返納すること。

## 販売従事登録証再交付申請書

登録販売者の氏名	
登録番号及び登録年月日	
再交付申請の理由	
備考	

上記により、販売従事登録証の再交付を申請します。

年 月 日

申請者住所 〒

申請者<sup>ふりがな</sup>氏名

長野県知事

殿